# 生活者の秩序: 都市における関係・集団・運動

# ―― 初期郊外(世田谷)を中心に ――

# 1. 町内会体制と生活世界

- ■隣組、家連合と「講」、農業組織
- ■大正期における地主の没落と俸給生活者たちの流入、自営業層の形成
- ■自治組織と町内会

「古くから町内会の中心的活動として残された神社のお祭りの編成および管理以外にも、町内会組織の担当すべき有用なサービスが多くあった。そこで、都市が拡大するにつれて、新しくできた町内は、一般にかような組織をつくっていった。下山町も 19 世紀末 (明治 30年)の衛生組合を契機として発足した。1923年 (大正 12年)の大震災の際、当時あった町内会が警察や救済事業に対する援助活動を組織するうえにひとかたならぬ役割をはたしたところから、かかる組織の育成が積極的に促進された。1930年代の初めには、かような組織がほとんどすべての町内につくられていた。それらにはなんら法律的な資格は与えられていなかったが、非公式に区行政によって、情報を流したり、保健その他の仕事に一般のひとびとの協力を求めたりする経路として、ひろく利用された」(R. Dore 『都市の日本人』: 217)。

東京市(後藤新平市長)による町内会組織の勧奨 全戸加入と地域組織の整理

- 1938 東京市長告諭「町会規準」「町会規準準則」
- 1940 部落会町内会整備要領(内務省)
- 1946 GHQの「政令 15 号」による町内会廃止勧告

#### ■町内会論争

奥田道大「封建遺制としての町内会」 ←→ 中村八朗「日本の文化的型」

## 2. 住民運動の時代: 昭和40年代

- (1) 住民運動の時代
- ■全国総合開発計画(1962)、新全国総合開発計画(1969)
- ■都市公害・生活公害の激化
- ■東京における住民運動の激発と美濃部革新都政(1967-1979)の展開

- (2) 丹菱ショッピングセンター反対運動 -世田谷区船橋
- ■船橋小学校 PTA「世田谷区船橋の学校と住民の環境を守る会」
- ■理論武装と問題提起
- ①「人間優先・生活環境優先の新しい都市開発」 ②幹線道路の性格づけ
- ■開発側の巻き返し- 町内会体制を利用した推進地域団体の形成
- ■住民参加による街づくり運動へ
- ①区の都市整備計画審議会への住民代表参加を要望
- ②船橋地域を「一種住専」に用途地域指定するよう運動
- ③ショッピングセンター予定地の公共地化、グリーンベルト化を求める
- ■結末:都民室の調停、都公害局の調査結果、知事との対話、世田谷革新区政
  - → 用途地域指定を「二種住専」とする妥協で建設断念へ(1973年10月)

## 3.「生活者」の誕生: 昭和50年代

- (1) 生活者概念の発見
- ・1965年、世田谷区松原の牛乳配達からスタート
- ・主婦が「自分でものを考え、自分で自主的に行う」ための社会的な場づくり
- ・「安全なものを安く」から「安全なものは安くない」という発見 生産地と直結した消費者運動へ、単品結集=共同購入方式、支部の拡大、「消費材」
- (2) 政治への展開と独自経営
- ①代理人運動 「自分たちの生活を自分たちの手で守るという認識のもとに、地方議会に組合員の代表を送り出す活動」-1987年に初当選(都議、区議)
- ②ワーカーズ・コレクティブ 生活クラブ生協組合員による事業活動で、生協本体とは区別され、参加者による自主管理と独立採算を特徴とする。
- (3) 意義と課題
- ・新しい価値観の創造、政治と経済の変革――「スローライフ」「産直」の先駆け
- ・「金もちの暇つぶし」「夫の承認の範囲でしかできない」。全日制主婦という同質性。
- ・脱退者の多さ。多くのエネルギーを要求し、組織維持のためのコストが膨大になる。

### 4. 地域の再組織化: 1990s~

- (1) 老人給食協力会「ふきのとう」の由来
- ・冒険遊び場への区民センターの建設に対する署名運動(1977)
- ・桜ヶ丘区民センターを舞台に、子ども劇場活動や子供会の展開 「この指とまれ方式」

- ・「関東大震災について語る会」による高齢者の発見 → 「世田谷区基本計画への地域からの提言」1983 → 老人給食協力会を設立
- (2) 高齢化社会に対応した新機軸の創造
- ・ボランティアと有償スタッフの住み分け 毎日型食事サービスはボランティア
- ・ホームヘルプとデイホーム運営 →在宅支援の入り口へ
- 「ボランティア切符」方式 → 「エコマネー」のはしり
- ·全国老人給食協力会事務局、Meals on Wheels 日本支部
- (3) 地域社会の担い手への成長
- ・選別的な福祉サービスから、住民すべてを対象にする地域福祉サービスへ(1980年以降)
- ・ゴールドプラン(1989)新ゴールドプラン(1994)と世田谷区食事サービス事業実施要綱

#### (4) 意義

・地域の再組織化と拠点化

羽根木プレーパーク(1977~)  $\rightarrow$  「冒険遊び場」「協働型公園」の先駆「世ボ連」「雑居まつり」(1976~)による区内各団体の連携

まちづくりハウス(1991) → 各種まちづくり協議会の形成、コーポラティブ住宅

・政策を先取りし、政策をリードしていく創造力 「支所から打って出る行政」へ

#### 5. 世田谷からの一般化

- (1) 生活に結びついた政治(「ライブリー・ポリティクス」篠原一)
- ・地域の切実な認識から始まった実践が、普遍的なテーマとなり、市民活動の新基軸をう みだす
- ・「生活者」概念が住民活動のなかで鍛えられる。単に「地域で生活する」というだけでなく、「高度大衆消費社会下の消費者からの脱却」という理念、新しい価値観とネットワークの創造(天野正子 1996『生活者とはだれか』中公新書)
- (2) 地域組織の発展・再編成の段階を典型的に示す
- ・町内会体制から、住民運動による同様、そしてテーマごとの活動へと移行――こんにち、 これらテーマ別活動の連携が地域を担う体制へ
- ・異質性の排除を越えられるか――「世田谷区立総合福祉センター」開設までの経緯

図0-1:コミュニティ政策の動き

時代背景		1960 年代 高度成長期	1970 年代 低成長期	1980 年代	1980 年代	1990 年代	2000 年代
		〈都市化〉〈公害問題〉 ★ (1973) 第 1 次 付 № 3 ック ★ (1980) 都市計画法改正 [ 地 ★ (1973) 福祉元年 区計画制度 ] ★ (1962) 全総計画(拠点開発構想) ★ (1969) 新全総(大規模プロジェクト・広域生活圏構想)		★ (1991) 地方自治法改正 【地縁による団体の権利能力取得制度】     ★ (1995) 阪神大震災<ボランティア元年>     ★ (1987) 四全総(多極分散型国土) ★ (1998) 特定非営利活動促進法施行     ★ (1998) 21 世紀の国土のグランドデザイン(参加と連携)     ★ (1992) 都市計画法改正 【都市マスターブラン】			
<b>E</b>	審議会	★ (1969) 国民生活審議会 『コミュニティー生活の場における人間性の回復』 ★ (1971) 中央社会福祉審議会『コミュニティ形成と社会福祉』 ★ (1971) 社会教育審議会 「地域社会における生涯教育のための公民館の活用」				★ (2000) 地方制度調査会「地方分権時代の 住民自治のあり方及び地方税財源の充実確 保に関する答申」	
	自治省	★ (1970)「コミュニティ (近隣社会) に関する対策要網」 ★ (1971~73) モデル・コミュニティ地区指定 (計 83 地区) ★ (1973)「コミュニティ研究会中間報告」 ★ (1977)「コミュニティ研究会報告」 ★ (1983~89)		★ (1990~94) コミュニティ活動活性化地区指定 (計 141 地区) *コミュニティ推進地区指定 (計 147 地区)			
	その他	自治省・経企庁・国土庁「コミュニティ・センタ-」(過疎対策)、 農林水産省「山村開発センタ-」、「農村環境改善センタ-」 厚生省「児童館」、「老人福祉センター」等の整備 労働省「働く婦人の家」、「勤労青少年ホーム」等		「克雪管理センター」、「離島開発総合センター」			
自治体	市・特別区	★横浜市(1971) コミュニティ研究会、(1973) 地区センター ―・―・―  ★三鷹市(1973)「住民協議会+コミュニティ・センター」 ―  ★目黒区(1974)「住区住民会議+住区センター」 ―  ★中野区(1975)「住区協議会+地域センター」  ★武蔵野市(1976)「コミュニティ協議会+コミュニティ・  ★大津市(1971)自治省による晴嵐モデル・コミュニティ地区の指定  ★神戸市(1981)「地区計  ★世田谷区(1982)「街		・ テーマ・コミュニティの隆盛 (1980 年代) コミュニティ・カルテ、まちづくりプラン・ ★ (1991) コミュニティ懇話会 センタ-」 ★北九州市 (1994) 「まちづくり協議会+市民福祉センタ-」 画及びまちづくり協定等に関する条例」 づくり条例」 -・・・ ★ (1991) 総合支所制度、まちづくりセンタ-			
	府都 県道	* (	(1969) 東京都社会福祉審議会 『東京都におけるコミュニティ 都道府県独自	ィ・ケアの進展について』 の「モデル・コミュニティ」	地区指定		★ (2000) 東京都「『協働の推進指針』策定 への提言」
ステージステージ		第1期 (包括型コミュニティに重心) ・伝統的な住民自治組織とは異なる関かれた コミュニティ組織を志向 ・ロミュニティ施設整備に重点		・まちづくり、地域福祉	第2期 ミュニティの誕生・形成) と、防災等、個別のテーマに対応 と、NPO・ボランティア中心型 は多様化	第3期 (自治的コミュニティ) ・再び包括型へ? ・近隣自治機構の仕組みが要請されている ・市民と行政との緊張感のあるパートナーシップが重要 ・自治会・町内会は構成員の一員 ・小地域型市民活動組織とコミュニティ組織との連携が 課題	